

京都市地域包括支援センター等の事例検討会及びアセスメント訪問に対する
リハビリ専門職派遣事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第2号の規定に基づく、地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者（以下合わせて「地域包括支援センター等」という。）が開催する介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援（以下合わせて「介護予防ケアマネジメント等」という。）の事例検討会及びアセスメント訪問において、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者（理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士をいう。以下「リハビリ専門職」という。）の派遣に係る経費を助成する事業（地域包括支援センター等の事例検討会及びアセスメント訪問に対するリハビリ専門職派遣事業。以下「リハビリ専門職派遣事業」という。）の実施に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 本市地域内にある地域包括支援センター等が介護予防、自立支援及び疾病の重度化防止に繋がる質の高いケアマネジメントを行えるよう、地域包括支援センター等が開催する介護予防ケアマネジメント等の事例検討会及びアセスメント訪問の助言者として、リハビリ専門職の派遣を受ける場合に、京都市地域包括支援センター運営事業実施要綱第4条第1項の規定に基づき地域包括支援センターにおいて実施する事業の委託を受けた法人（以下、「受託法人」という。）及び指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者（以下、「指定居宅介護支援事業者」という。）からの申請に基づき、それに要する費用の助成を行う。

(助成対象)

第3条 地域包括支援センター等が開催する介護予防ケアマネジメント等の事例検討会及びアセスメント訪問において、次の各号に掲げるリハビリ専門職の派遣を受けた場合等であって、市長が適当と認めるものについて、助成金を交付する。

なお、指定居宅介護支援事業者は、地域包括支援センターから委託（再委託）を受けた介護予防ケアマネジメント等の事例については、助成金の申請はできないこととする。

なお、地域包括支援センターにおいては、委託（再委託）した事例についても、助成金の申請ができる。

- (1) 京都府リハビリテーション三療法士会協議会が開催する「地域ケア会議・介護予防事業の参画に資する人材養成研修」の修了に必要な研修を受講し、京都市内での活動に係る派遣登録をしている者
- (2) 前号と同等の専門知識を有すると市長が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、前項のリハビリ専門職が、サービス担当者等として関わっているもの、自らの研修の一環として参加するもの及び所属する事業所又は職能団体の社会貢献活動の一環として参加するものについては、助成金を交付しない。

3 第1項に規定するもののほか、介護予防ケアマネジメント等の事例検討会及びアセスメント訪問に関する研修等に要する費用で市長が適当と認めるものについて、助成金を交付する。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1回6,710円(税込)とする。同一の地域包括支援センター等への派遣費用の助成は、各年度12回を限度とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 各年度に交付する助成金の総額は、当該年度の予算の範囲内とする。

(交付の申請等)

第5条 条例第9条の規定による申請について、地域包括支援センター等を運営する法人は、申請書(第1号様式)によって、第3条に該当する実績に基づき、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 報告書(第2号様式)
- (2) その他所管課長が必要と認める書類

3 第1項に規定する申請を初めて行う者は、助成金を交付する振込口座を、振込口座指定・変更届(第3号様式)により、市長へ提出しなければならない。

4 前項の規定により届け出た内容に変更が生じた場合は、速やかに振込口座指定・変更届により、市長へ届け出なければならない。

(標準処理期間)

第6条 市長は、前条第1項の規定により申請書が到達してから60日以内に、条例第10条各項の決定を行うものとする。

(助成金に係る申請事項の変更等)

第7条 助成金の交付の決定を受けた者は、第5条第1項に規定する申請書又は第2項に規定する報告書に記載した事項を変更しようとするときは、変更届(第4号様式)により、市長へ届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、前項の届出を要しないものとする。

3 市長は、前項の届出があった場合において必要があると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は交付額を変更することがある。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、リハビリ専門職派遣事業に関し必要な事項は、所管局長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。